

伊勢市議会事務局 障がい者活躍推進計画

1. 機関名
伊勢市議会事務局
2. 任命権者
伊勢市議会議長
3. 計画期間
令和7年4月 1 日～令和 12 年3月 31 日(5年間)
4. 周知・公表
策定又は改定を行った計画は、すべての職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。
5. 伊勢市議会事務局における障がい者雇用に関する課題
伊勢市議会事務局においては、職員7人と会計年度任用職員2人の小規模な機関であり、全ての職員が市長部局からの出向となっている。これまで専門職としての独自の募集・採用は行っておらず、今後もその予定はないものの、在職中の職員が事故・疾病等により障がい者となる可能性もある中、組織的な体制整備を特段行っていない状況である。
6. 採用に関する目標
職員については市長部局からの出向者のみであり、独自の募集・採用は行っていないが、職員に対し障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。
7. 取組内容
(1) 障がいのある人の活躍を推進する体制整備 ○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がいのある職員が在籍することとなった場合には、市職員課に設置している相談窓口を紹介し、周知する。 ○障がい者雇用についての知識を深めるために、研修会へ積極的に参加する。
(2) 障がいのある人の活躍の基本となる職務の選定・創出 ○障がい起因となり従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
(3) 障がいのある人の活躍を推進するための環境整備・人事管理 ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がいのある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の考え方に基づき、市職員課と検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がいのある人の要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
8. その他
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。